

# 建設緑政局関係議案資料

議案第216号

川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の  
基準に関する条例の制定について

建設緑政局

# 「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める 条例制定に向けた考え方について」に対するパブリックコメント手続き 等の実施結果について

## 1 概要

本市では、本市が管理する県道及び市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例で定めるために、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定に向けた考え方」について、パブリックコメント手続きのほか、関係福祉団体を対象に説明会を実施し、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、5件の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

## 2 意見募集の概要

### (1)パブリックコメント手続き

題名	川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定に向けた考え方について
意見の募集期間	平成24年8月7日(火)～平成24年9月6日(木)まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市ホームページ</li><li>・情報プラザ(市役所第3庁舎2階)</li><li>・各区役所(市政資料コーナー)</li><li>・各区役所道路公園センター</li><li>・市政だより</li><li>・建設緑政局計画部企画課(市役所第3庁舎13階)</li></ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市ホームページ</li><li>・情報プラザ(市役所第3庁舎2階)</li><li>・各区役所(市政資料コーナー)</li><li>・各区役所道路公園センター</li><li>・建設緑政局計画部企画課(市役所第3庁舎13階)</li></ul>

### (2)関係福祉団体説明会

開催日時	平成24年7月9日(月)午後2時40分～3時 平成24年7月10日(火)午前9時30分～10時 平成24年7月13日(金)午後1時30分～1時45分 平成24年7月18日(水)午後6時00分～6時30分 平成24年7月20日(金)午後14時30分～14時45分 平成24年7月23日(月)午前10時～10時30分
参加者数	平成24年7月9日(月)4名 平成24年7月10日(火)2名 平成24年7月13日(金)11名 平成24年7月18日(水)7名 平成24年7月20日(金)約60名 平成24年7月23日(月)2名

### 3 結果の概要

#### (1) パブリックコメント手続き

意見の提出はございませんでした。

#### (2) 関係福祉団体説明会

意見件数	平成24年7月9日(月) 2件 平成24年7月10日(火) 1件 平成24年7月13日(金) 1件 平成24年7月23日(月) 1件
------	---

### 4 意見の内容と対応

寄せられた意見は、概ね「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定に向けた考え方」の趣旨に沿った意見や、道路施策に対する御意見・御要望であったことから「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定に向けた考え方」に沿って条例案を作成し議会に提出いたします。

#### 【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、条例制定の考え方に反映させたもの
- B 条例制定の考え方の趣旨に沿った意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 道路施策に対する御意見・御要望であり、条例制定の考え方を説明・確認するもの
- E その他

#### 【御意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 道路の構造に関すること (3件)		1		1	1	3
(2) その他 (2件)				1	1	2
合 計		1		2	2	5

## 具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

### (1) 道路の構造に関すること(3件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	歩道の狭い箇所が多いが、本条例によって解消されるのか。	本条例案では、歩道の有効幅員は2 m以上と規定されます。今後、新たに整備される歩道や改築を行う歩道については、地形等の状況で止むを得ない場合や交通安全上緊急的に整備が必要な場合を除き、この基準に基づいて整備してまいります。	B
2	歩道と車道を同じ高さにしてほしい。歩道が車道より高いため、切下げがあるたびに上り下りがあり歩きにくい。	歩道と車道を同じ高さにする「フルフラット型」での整備については、視覚障害の方が歩道と車道の境を認識しにくい点があることから、本市では、歩車道境界の識別性の確保と、歩道面に生じる勾配を少なくすることの両面を考慮し、新設・改築時に「セミフラット型」での整備を基本として整備を進めています。これにより、従来の「マウントアップ型」での整備と比べ歩道と車道の高低差を小さくし、歩道の縦断的な波打ちを解消することができます。しかしながら、道路に接する敷地の高さによっては、「セミフラット型」での整備が困難な場合もあることから、設計時において、最適な構造形式を選択しながら、上り下り(波打ち)のない歩きやすい歩道整備を今後も進めてまいります。	D
3	歩車道の段差を小さくする構造について、自転車が飛び込んでくることもあり危険である。条例で罰金を取るなどの対応はできないか。	歩車道の段差については、2 cmを標準とし、必要に応じて段差を小さくする構造を採用できるとしております。歩道を通行する歩行者が安全・安心に通行できるよう、引き続き、歩道を通行する自転車の通行ルールやマナーに関する周知・啓発等の取組を関係局と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。	E

(3) その他(2件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	横断歩道内に点字ブロックを設置してもらえないか。視覚障害者が横断歩道の方向が分からないとの声がある。また、他都市では設置している例もある。	横断歩道内の点字ブロックについては、横断歩道の設置を所管する交通管理者（警察）との協議・調整が必要であることや、安全性等について検証する必要があることから、本条例案には規定しておりませんが、横断歩道での視覚障害者の誘導に配慮して、必要に応じて音声により案内する設備を設けることのできる条項を盛り込んでいるところです。	D
5	障害者用駐車施設に自転車などが止められることが多い、条例で罰則・罰金を規定してほしい。	ご意見の趣旨は本条例案の範囲とは異なりますが、障害者用駐車施設の適正利用が図られるよう、頂いたご意見につきましては、関係局区と連携し今後の行政運営の参考とさせていただきます。	E